

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の

一部の施行期日を定める政令案要綱

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年六月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年八月一日とすること。